



(選定の審査)

第4条 市長等は、指定管理者の選定に当たっては、その公正性及び適正性を確保するため、あらかじめ学識経験者等の意見を聴くものとする。ただし、施設の規模等により市長等が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(選定方法及び選定基準)

第5条 市長等は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、当該施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力(従事者の適正な労働条件及び労働環境の確保を含む。)を有しており、又は確保する見込みがあること。

(4) 省略

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第6条 第2条の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による公募によらず当該施設に係る指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 第2条の規定により公募した場合において第3条の規定に

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(選定方法及び選定基準)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、当該施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者\_\_\_\_\_として選定するものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 当該施設の管理を安定して行う物的\_\_\_\_\_及び人的能力\_\_\_\_\_を有しており、又は確保する見込みがあること。

(4) 省略

(公募によらない指定管理者の選定等)

第5条 市長等は、当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によ

よる申請がなかったとき。

(2) 前条の規定による審査の結果、当該施設に係る指定管理者の候補者となるべき適当なものがないとき。

(3) 緊急の必要性その他やむを得ない事由により公募を行う時間的余裕がないとき。

(4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定した民間事業者を指定管理者として指定しようとするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募になじまないと認められる特別の事情があるとき。

（指定管理者の指定）

第7条 市長等は、前2条 \_\_\_\_\_ の規定により当該施設に係る指定管理者の候補者を選定したときは、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに告示し、その旨を団体 \_\_\_\_\_ に通知しなければならない。

（協定の締結）

第8条 省略

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

らず本市が出資している法人又は公共的団体（次項において「公共的団体等」という。）を指定管理者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条について当該公共的団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

（指定管理者の指定）

第6条 市長等は、第4条及び前条第1項の規定により選定した団体を \_\_\_\_\_ 、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定しなければならない \_\_\_\_\_。

2 市長等は、\_\_\_\_\_指定管理者を指定したときは、速やかに告示し、その旨を当該団体に通知しなければならない。

（協定の締結）

第7条 省略

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 災害時等における業務の履行及び責任の分担に関する事項

(8)・(9) 省略

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する当該施設の管理の業務に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、第11条第1項の規定により年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

第10条 省略

(指定の取消し等)

第11条 省略

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じてても市はその賠償の責めを負わない。

第12条・第13条 省略

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者又はその管理する当該施設の業務に従事し

(1)～(6) 省略

(7)・(8) 省略

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する当該施設の管理の業務に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、第10条第1項の規定により年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

第9条 省略

(指定の取消し等)

第10条 省略

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じてても市長はその賠償の責めを負わない。

第11条・第12条 省略

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者又はその管理する当該施設の業務に従事し

ている者（以下この条において「従事者」という。）は、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

第15条 省略

ている者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年条例第57号）第67条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、

\_\_\_\_\_当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職を退いた後においても、同様とする。

第14条 省略

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。